

電子証明書を利用する人はマイナンバーカードを申請しましょう

●住基カードの交付・更新が終了

個人番号制度の開始に伴い、住民基本台帳カード（住基カード）の発行・更新・再発行業務は終了しています。現在使用中の住基カードの電子証明書は、有効期間満了日までは利用することが可能ですが、引き続き電子証明書の利用を希望する場合は、マイナンバーカードの申請が必要です。

公的個人認証サービス(電子証明書)とは

公的個人認証サービスは、「なりすまし」や「改ざん」などを防ぐために、インターネット上で本人確認ができる電子証明書を提供するサービスのことで、電子証明書により、e-Taxなどの官公庁への申請や届出が自宅のパソコンからインターネットを通じて、安全に手続きすることができます。

●マイナンバーカードの申請

通知カードと一緒に届いている申請用紙に、顔写真を貼って返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。また、スマートフォンで顔写真を撮影し、申請書のQRコードを読み取り、オンラインで申請することもできます。なお、市民課では、開庁時間内に写真撮影から申請手続きまでお手伝いしています(本人来庁、身分証明書必要)。

●申請書の再発行

申請書の紛失や、住所等に変更があった場合は、市民課窓口で再発行できます(身分証明書必要)。

●e-Taxをする人は早めの申請を！

カードの申請から交付まで1カ月程度かかる場合があります。確定申告(e-Tax)等で電子証明書を利用する場合は、早めの申請をお勧めします。



つくりませんか、マイナンバーカード

マイナンバーカードは身分証明書として利用できるほか、自治体サービス(本市では各種証明書のコンビニ交付サービス)やe-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスに利用できます。

問い合わせ先 市民課 ☎23-3924



休日に、市民課でマイナンバーカードの申請をお手伝いします

市役所1階の市民課窓口を、マイナンバー関係業務に限り、開庁します。

●開庁日時

12月9日(日)

午前8時30分～午後5時15分

●取り扱い業務

- ・窓口でのマイナンバーカード申請(本人が来庁した場合のみ写真撮影から申請までをお手伝いします)
- ・マイナンバーカード申請補助(通知カードに付いている交付申請書に顔写真を貼って郵送する、またはスマートフォン等で写真を撮影してオンラインで申請する方法のどちらか)
- ・マイナンバー通知カードの再交付
- ・マイナンバーカードの交付および再交付
- ・その他マイナンバーに関する事務、相談等

●持参するもの

- ・本人確認書類
- ・運転免許証など写真付き証明書1点、または健康保険証など2点
- ・マイナンバー通知カード(お持ちの人)
- ・委任状(通知カード再交付を代理人が申請する場合)
- ・通知カード再交付手数料 500円
- ・マイナンバーカード再交付手数料 1,000円

●注意

- ・各種証明書の発行や転入・転出等の住民異動届の受付はできません。
- ・出生等の戸籍届書は休日窓口で受け付けしません。
- ・市民課のみ開庁します。他課や各支所は開庁しません。
- ・マイナンバー関係業務のうち、一部取り扱いできない業務もあります。取り扱い業務の詳細については、市民課までお問い合わせください。



平成31年度から県内一斉に 個人住民税の特別徴収(給与天引き)を徹底します

県と県内全ての市町は、法令順守の徹底、公平性と安定した税収の確保のため、住民税(市町村民税・県民税)の特別徴収(給与天引き)を徹底します。

平成31年度から全ての事業主を「特別徴収義務者」として指定し、従業員の住民税を毎月の給与から天引きしていただきます。これまで納付書や口座振替で納付していた人も特別徴収に変更となります。ご理解とご協力をお願いします。

●特別徴収(給与天引き)とは



所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から住民税を差し引いて徴収し、納入する制度です。

地方税法と各市町村の条例により、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、所得税同様、住民税を特別徴収する義務があります。これまで一部の従業員のみ特別徴収をしていた事業所でも、原則全ての従業員が対象となります。

問い合わせ先

税務課 市民税係 ☎23-3922

●普通徴収が認められる場合

次の基準(普A~普F)に該当する場合は、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を提出することで、当面、例外的に普通徴収(納付書または口座振替による納付)が認められます。対象の従業員がいる場合は、平成31年度(平成30年分)の給与支払報告書の提出時から「普通徴収該当理由書」の提出が必要です。書類は県または市ホームページからダウンロードできます。

| 区分 | 普通徴収理由 | 人数 |
|----|---|----|
| 普A | 総従業員数が2人以下(普B~普Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人数) | 人 |
| 普B | 他の事業所で特別徴収されている人(乙欄該当者) | 人 |
| 普C | 給与が少額で、特別徴収額の引き去りができない人 | 人 |
| 普D | 給与の支払いが不定期な人 | 人 |
| 普E | 事業専従者の方(個人事業主のみ対象) | 人 |
| 普F | 退職または退職予定(5月末日まで)の方 | 人 |
| | 合計 | 人 |



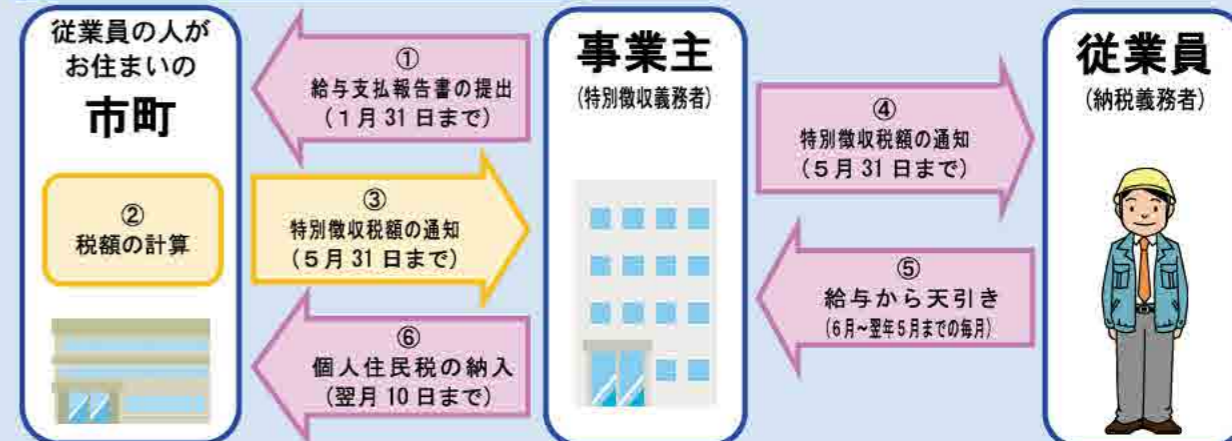
市のホームページからダウンロードする場合は
トップページ→くらしの情報→税金→特別徴収
→個人住民税の特別徴収の推進について

普通徴収を認める基準

- 普A 総従業員数が2人以下(普B~普Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人数)
- 普B 他の事業所で特別徴収されている人(乙欄該当者)
- 普C 給与が少額で、特別徴収額の引き去りができない人
- 普D 給与の支払いが不定期な人
- 普E 事業専従者の方(個人事業主のみ対象)
- 普F 退職または退職予定(5月末日まで)の人



特別徴収制度のしくみ



新婚生活のスタートを支援します (結婚新生活支援補助金)

新たに婚姻した人に対して、経済的負担を軽減し、新生活を支援するため、婚姻に伴う住居費や引っ越し費用の一部を補助します。

- 対象
 - 平成30年3月2日から平成31年3月1日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - 夫婦ともに婚姻届提出時に34歳以下であること、夫婦の平成29年分の合計所得金額が340万円未満であること(平成29年中に奨学金返済を行っている人は控除後の額)



- 内容 補助金の額は1世帯30万円まで
 - 住居費補助
 - 婚姻に伴い、新たに住宅を建築、あるいは購入に要した費用、または賃借に要した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料
 - 引っ越し費用補助
 - 婚姻を機に観音寺市に転入または市内で転居する際に要した費用
 - ※夫婦の一方が婚姻日前から賃借している住宅に係る住居費については、同居を開始した日以後に生じた費用に限ります。
 - 注意
 - その他の要件や申請方法など、詳しくは問い合わせてください。
 - 問い合わせ先
 - ふるさと活力創生課 ☎23-7803

クリスマスの集い 参加者募集

今までに多数のカップルが誕生し、中にはゴールインしたカップルも。結婚につながる出会いの場にぜひ参加してください。



- 日時 12月9日(日)
 - 午後1時～午後6時40分
- 会場 琴弾荘(有明町)
- 対象
 - 男性 本市に在住する25～45歳の独身で定職に就いている人、または市内に勤務している人
 - 女性 25～45歳の独身の人。住所不問
- 定員 男女各50人程度
 - 応募者が多数の場合や、50人に満たない場合でも、男女比に差が出た場合は抽選もあり
- 参加費
 - 男性3,000円、女性2,000円
- 受付期間 11月20日(火)まで
- 申し込み・問い合わせ先
 - クリスマスの集い実行委員会
 - 観音寺商工会議所 ☎25-3073
 - 観音寺市大豊商工会 ☎54-2159

紙類の分別収集にご協力を

「新聞」「雑誌・ざつ紙類」「段ボール」を分別収集し資源ごみとして再利用することで、ごみ処理費が削減でき、環境保全にもつながります。可燃ごみの中には、リサイクルできる紙類がまだ多く混在しています。紙類の分別にご協力をお願いします。

分別方法

| | |
|---------|------|
| 新聞 | 可燃ごみ |
| 雑誌・ざつ紙類 | 可燃ごみ |
| 段ボール | 不燃ごみ |

紙類は、十字に縛って出しましょう

※ざつ紙(ティッシュやお菓子の箱など)で、ひもが掛けにくいものは紙袋に入れてください。袋が破れたり風で飛んだりしないよう、袋の口を縛るか、紙製テープなどで留めてください。

●お願い
分別している紙類の中に他のごみを混入しないでください。他のごみが混ざっているとリサイクルできないことがあります。

●問い合わせ先
生活環境課 ☎25-2698



香川県立ミュージアム 共同企画展

香川にゆかりのある芸術家イサム・ノグチ没後30年に合わせて、本市を含む県内の中学生とのコラボレーション展を開催します。



デザイン作品「あかり」7点と約2,300点の生徒作品を紹介します。ぜひご覧ください。

●時 11月29日(木)～12月9日(日)

- 午前9時～午後6時
- (月曜日休館、土・日曜日は午後5時まで)
- ※作品解説 12月1日(土)午後1時30分～

●所 中央図書館2階多目的ホール 料 無料

●問 文化振興課 文化芸術係 ☎23-3943

第21回法泉寺もみじ祭り

大野原町田野々の法泉寺では、晩秋になると約30本のモミジが境内を美しく彩ります。里山の美しい風情と野だて茶会を堪能してください。



●時 11月18日(日)

- 午前9時～午後3時30分

●所 法泉寺

●問 商工観光課 ☎23-3933

ハイスタッフホール イベントスケジュール 問ハイスタッフホール ☎23-3939

| 日時・場所 | 内容 | 日時・場所 | 内容 |
|---|--|--|---|
| 11月 10日(土) ①午前10時30分～ ②午後2時～ 小ホール | 好評発売中! 第9回観音寺映画鑑賞会 「嘘八百」 開館1周年記念特別料金 500円 全席自由 | 12月 17日(月) ①午後0時30分～ ②午後5時～ 大ホール | 好評発売中! 福田こうへい コンサート2018 全席指定 6,480円 |
| 11月 13日(木) 午後7時～ 大ホール | 好評発売中! 古澤巖×ベルリン・フィルハーモニー ヴィルトゥオーゾ S席 7,500円 A席 6,500円 B席 5,500円 (全席指定) | 12月 24日(月) 午後2時～ 小ホール | 好評発売中! 「香川若手コンサートシリーズ」 岡田昌子 ソプラノリサイタル 全席自由 一般 2,000円 大学生以下 800円 【出演】岡田昌子、林康子(ゲスト出演予定) |
| 12月 15日(土) 午後5時30分～ 大ホール | 好評発売中! ORANGE RANGE LIVE TOUR 018-019 ～ELEVEN PIECE～ 全席指定 5,800円 | 1月 13日(日) 午後2時～ 小ホール | 好評発売中! 「石壁の響きシリーズ」 熊本マリのおしゃべり名曲コンサート 全席自由 一般 3,000円 大学生以下 1,000円 写真(© shimokoshi Haruki 衣装提供:ヒロココシノ) |
| 12月 16日(日) 午後2時～ 小ホール | 好評発売中! 総合開発 Presents - 「石壁の響きシリーズ」 宮田大 チェロリサイタル 全席指定 4,500円 【出演】チェロ/宮田大 ピアノ/Julien Gernay | 2月 11日(祝・月) 午後5時30分～ 大ホール | 一般販売 MONGOL800 20th ANNIVERSARY TOUR "Life is peaceful 2018-2019" 全席指定 前売り 6,000円 当日 6,500円 ※6歳以上有料。1人につき4枚まで 一般発売開始日 11月17日(土)午前10時～ 販売場所 ハイスタッフホール事務室 |

注意 枚数制限があるものや未就学児は入場できないものもあります。詳しくは問い合わせてください。

第5回銭形いりどり市(軽トラ市)

地元で採れた新鮮野菜、果物などを農家・生産者が直接販売します。ふわふわドームも楽しめます。

●時 11月11日(日)午前9時～午後2時

●所 道の駅とよはま下り駐車場

●問 農林水産課 ☎23-3931



平成30年度香川県教育委員会委託事業

大野原古墳まつり



国指定史跡の角塚古墳、平塚古墳、椀袋塚古墳をはじめ、6カ所の古墳をめぐるスタンプラリーを開催。当日は古墳内部を見学できます。

●時 11月18日(日)午前9時～午後3時
(カフェやうどん等の販売は午前10時～午後1時30分)

●所 大野原八幡神社(主会場)、大野原中央公園

●内 古墳特別公開、古墳うどん、古墳せんべいの販売、観音寺総合高校生徒によるカフェ、大野原小・中学校生徒制作のはにわ、土器の展示など

●問 大野原中央公民館 ☎54-5711

市消防団防火パレード

- 日時 11月11日(日)
午前9時～正午
- 場所 市内全域
- 注意
訓練のため、豊浜地区は午前6時に、大野原地区は午前6時10分に、サイレンが鳴ります。ご理解とご協力をお願いします。
天候により変更になる場合があります。



全国一斉情報伝達訓練

全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて、全国一斉に情報伝達訓練を実施します。テスト放送ですので、お間違えの無いよう、お願いします。

- 日時 11月21日(水) 午前11時
※気象状況などにより、中止の場合があります。
- 内容
防災行政無線やホットメール、防災ラジオなどでテスト放送を配信します。

放送内容
「これは、
Jアラートのテストです」

- 問い合わせ先
危機管理課 ☎23-3940



犯罪被害者や家族のために

問 社会福祉課 ☎23-3930



被害者が抱える問題や悩み

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、全ての犯罪被害者等は、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、被害者それぞれの事情に応じた支援が継続して受けられるような取り組みが進んでいます。しかし、多くの被害者は、まだまださまざまな問題に苦しんでいます。

心身の不調

感情や感覚のまひ／恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち／事件の記憶がよみがえる

生活上の問題

自宅が事件現場である、再被害の恐れ、近隣のうわさなどによる転居／生計維持者を失う、就職困難などで収入が途絶える／医療費、弁護士費用等の多額の出費／精神的余裕を失い、家族関係が悪化

周囲から受ける心の傷

周囲の人からの中傷や興味本位の質問／犯罪被害者は社会的に保護されているという誤解／心情に沿わない安易な励ましや慰め

これ以外にも、加害者からのさらなる被害や捜査、裁判による負担など多様な困難に直面しています。

犯罪被害で悩んでいる人へ

一人で悩んでいる、どこに相談したらよいか分からない。そんなときは気軽に相談してください。相談や支援は無料で、秘密は固く守ります。

公益社団法人かがわ被害者支援センター

電話相談、面接相談等の相談支援活動、病院、警察署、裁判所等への付き添い支援など
月～金曜日 午前10時～午後4時
(祝日・年末年始は除きます)
☎087-897-7799

香川県警察本部 広聴・被害者支援課

警察の犯罪被害者支援制度について
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始は除きます)
☎087-833-0110

香川県くらし安全安心課

担当者が電話や面接での相談を通じて、各種支援制度等の情報提供や助言
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始は除きます)
☎087-832-3233

市社会福祉課 福祉総務係

各種支援制度等の情報提供
月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始は除きます)
☎23-3930



県民いっせいで地震防災行動訓練 香川県シェイクアウト

11月1日(木) 午前10時

大規模地震に備えて、県内一斉に訓練を行います

危機管理課 ☎23-3940

午前10時(訓練時刻)に
安全行動1-2-3を
約1分間行いましょう!



シェイクアウトって何?

2008年にアメリカで始まった新しい形の地震防災訓練です。直訳すると「地震を吹っ飛ばせ」という意味です。

この訓練の特徴は、地震を想定して、住民が一斉に「安全行動1-2-3」を行うことです。その場で、短時間で、手軽に実施できることから、日本でも広く普及しています。

大規模地震の発生時には、まずは自らの身は自らで守るという「自助」の考え方に基づいて「いのち」を守ることが大切です。そして、それが皆で助け合う「共助」の活動に結びついていくこととなります。

何をすればいいの?

訓練時刻にみんなで一斉に「安全行動1-2-3」を約1分間行うだけです。

地震発生時、自分の身を守るためには数秒の猶予しかないかもしれません。いざという時に備えるためには、日ごろの訓練が必要不可欠です。

余裕があれば避難訓練や備蓄品の確認など、プラスワン訓練も行いましょう。

その日は学校や仕事だけど…

地震が起きるとき、どこにいるか分かりません。学校や事業所、家庭など、訓練開始時にいるその場で行いましょう。

安全行動1-2-3



合図はあるの?

- 訓練時刻に、防災行政無線から一斉放送するほか、西日本放送ラジオでも放送を行う予定です。
- 学校や事業所、各種団体などは、訓練用音源を使用できます。市危機管理課へ連絡してください。
- スマートフォンでは、専用ブザー音が鳴り、訓練メッセージが表示される地震防災訓練アプリが利用できます。

県内の参加登録者数194,219人(平成30年10月)

どうやって参加するの?

香川県シェイクアウトのホームページ
<http://www.shakeout.jp/event/kagawa/>から登録、または、公共施設などで配布しているパンフレットに必要事項を記入し、下記へ郵送またはファクスをしてください。

QRコード対応の携帯電話、スマートフォンは下記QRコードから登録できます。

- 問い合わせ先
香川県危機管理課
〒760-8570
高松市番町四丁目1番10号
☎087-832-3242
☎087-831-8811

